

公共財としての食料及び農業のための植物遺伝資源を保全し食の安全を守るための新たな法整備と積極的施策を講じることに関する意見書

国においては、戦後の日本の食と農を支えてきた主要農作物種子法が平成 30 年 4 月 1 日に廃止され、また、これまで都道府県で蓄積してきた種苗の生産に関する知見を民間企業に提供することを促す農業競争力強化支援法が成立した。

兵庫県では全国に先駆けて「主要農作物種子生産条例」を制定し、施行している。

丹波市では、古くから良質な農作物が生産され、「丹波ブランド」として農業・農村振興を図ってきた。市内には水稻種子生産組合があり、黒大豆や大納言小豆、丹波栗などに加え、丹波独自の在来種を活かした特産品の生産に取り組むグループもある。

一方、市内の農家においては、種苗法等に基づく「育成者権」の保護は進んでいるものの、農業従事者に対して主食である穀物種子を安定供給したり、在来種をはじめとする多様な種子を保全し利用に供したりといった側面においては、公的な制度整備が遅れているとの不安が生じている。

国においては 2014 年「食料・農業植物遺伝資源国際条約」に加入されたところである。同条約にいう食料及び農業のための植物遺伝資源（種子）は、農業従事者の努力により維持されてきたものであり、今後もその貢献に期待がされる場所である。

日本政府においては、この国際条約に基づいて農民の権利を保護するための積極的な施策を行うよう、下記事項の実現を強く求める。

記

- 1 公共の財産である食料及び農業のための植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用を担保し、農業及び食の安全を守るため、新たな立法及び積極的な施策を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 6 月 26 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣

} 宛て

兵庫県丹波市議会
議長 林 時彦